

電子入札を行う委託業務の入札案件における入札書等の郵送方法

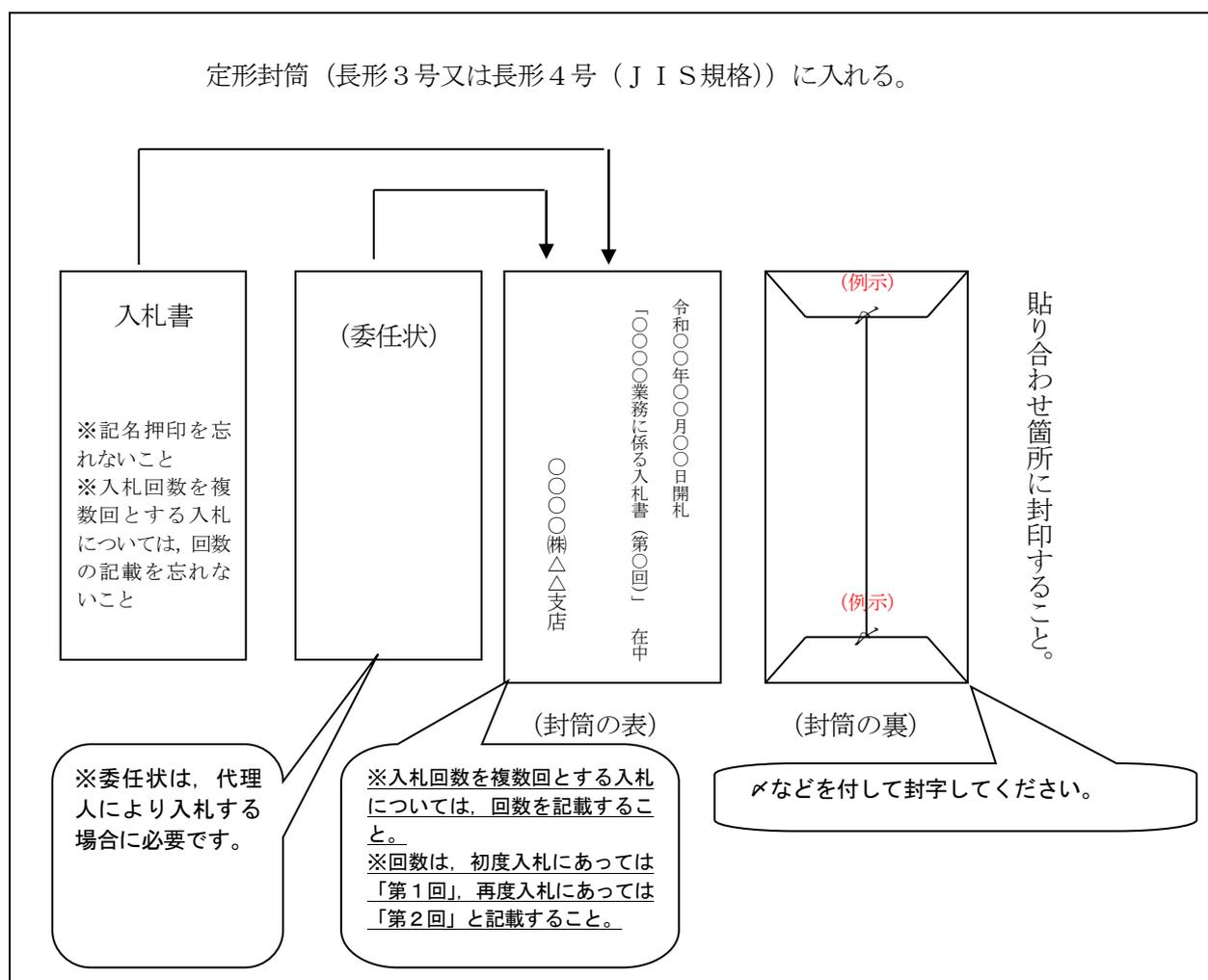
電子入札を行う入札案件について、紙入札も認められている場合に紙（郵送）により入札に参加するときは、次に掲げる書類を入札公告に定める提出期間内に配達証明付書留郵便により、広島市水道事業管理者（財務課契約係）あてに親展で郵送しなければなりません。

- (1) 入札書（封印すること。）
- (2) 入札金額内訳書（封印すること。）
- (3) 委任状〔代理人として入札する場合に必要です。〕

郵送・封印に当たっての具体的な方法は、以下の図を参照して次の1から3の順に封印等を行ってください。

（鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具は使用しないこと。）

1 入札書の封印



2 入札金額内訳書の封印

